各 所 属 長 殿

保存	5年 (平成36年3月31日まで)
有 効	平成36年3月31日まで
企画指導	
刑事	部 長

危険ドラッグ対策の推進について (通達)

危険ドラッグについては、危険ドラッグ事犯の検挙件数等が平成28年以降減少を続けているほか、街頭店舗での販売が見られなくなり、危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数も大幅に減少するなど、関係機関と連携した取組に一定の効果が上がっている一方、第五次薬物乱用防止五か年戦略においても、「危険ドラッグのような未規制物質も依然として発見・押収されている」、「インターネットを通じた密売等密売ルートの巧妙化や潜在化が進んでおり、引き続き十分な警戒が必要である。」と指摘されているとおり、危険ドラッグに係る情勢は、未だ予断を許さない状況にある。

このような情勢を踏まえ、各所属においては、危険ドラッグの乱用根絶に向けて、第五次薬物乱用防止五か年戦略に掲げられた施策を着実に実施するとともに、危険ドラッグ事犯の特質に照らし、特に下記事項に留意して引き続き対策を推進されたい。

記

1 取締りの徹底

関係部門と緊密に連携し、各種法令を駆使した取締りを徹底して、供給の遮断 及び需要の根絶に努めること。

2 関係機関との情報共有

取締りや情報収集を通じて、危険ドラッグの流通、乱用実態を把握するとともに、押収した危険ドラッグに関する情報等を関係機関と共有すること。

3 効果的な広報啓発活動の推進

危険ドラッグについては、形状や包装、成分等が一様ではなく、規制薬物等を含まないことを標ぼうして実際にはそれらを含有するものなどがあり、危険性・有害性が極めて高いものが存在することから、引き続き、関係機関と連携した広報啓発活動を推進すること。